

59 構改C第689号
昭和59年11月1日
最終改正 17農振第2272号
平成18年4月3日

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

）あて

農林水産省農村振興局長

土地改良専門技術者育成対策実施要領

第1 目 的

土地改良専門技術者育成対策(以下「育成対策」という。)は、土地改良事業の調査及び計画作成の一層の適正化を図るため、土地改良専門技術者の育成、登録等を行い、その積極的な活用を推進することにより土地改良事業の適正な実施に資することを目的とする。

第2 定 義

この育成対策において「土地改良専門技術者」とは、第3の2による登録を受け、土地改良法第8条第2項及び土地改良法施行規則第15条に定める調査・報告(以下「専門技術者による調査・報告」という。)の業務等を行う者をいう。

第3 育成対策の内容

- 1 土地改良専門技術者試験等
 - (1)農村振興局長は、別に定めるところにより農用地の改良、開発又は保全等に関する専門的知識について試験(以下「試験」という。)を行う。
 - (2)農村振興局長は、(1)の試験に合格した者には合格証書を授与する。
- 2 土地改良専門技術者の登録
農村振興局長は、1の試験に合格した者その他登録資格を有する者につき、別に定めるところにより土地改良専門技術者の登録を行う。
- 3 土地改良専門技術者の育成講習及び研修
農村振興局長は、別に定めるところにより土地改良専門技術者の育成講習及び研修を実施する。

第4 土地改良専門技術者育成対策管理運営委員会の設置

- 1 農村振興局長は、学識経験者等で構成する土地改良専門技術者育成対策管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、試験問題の作成及び合否の判定を行うものとする。
- 3 委員会は、2の業務のほか農村振興局長の要請に応じて専門的助言その他の育成対策の円滑な推進のために必要な業務を行うものとする。

第5 土地改良専門技術者の活用の推進

地方農政局長(北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。)は、都道府県に対し、専門技術者による調査・報告の業務その他土地改良事業の調査及び計画作成に係る業務の実施に当たっては土地改良専門技術者を活用するよう指導するものとする。

第6 委 託

農村振興局長は、育成対策に係る業務の一部を委託することができる。

59構改C第690号
昭和59年11月1日
最終改正 5農振第3264号
令和6年4月1日

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

あて

農林水産省農村振興局長

土地改良専門技術者育成対策の実施について

土地改良専門技術者育成対策実施要領（昭和59年11月1日付け59構改C第689号構造改善局長。以下「要領」という。）第3に定める育成対策は次のとおり実施するものとし、その取扱いについては遺漏のなきを期されたい。

また、土地改良法第8条第2項に規定する調査、報告業務に際しては、本育成対策の趣旨に鑑み、土地改良専門技術者を積極的に活用されたい。

なお、貴局管内の各都府県知事に対し、貴職からこの旨を通知されたい。

第1 土地改良専門技術者試験

1 試験の実施

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、土地改良専門技術者試験（以下「試験」という。）を毎年度1回行う。

2 受験資格

次に掲げる者は、試験を受験する資格を有する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において3に定める試験の区分に掲げる部門に関する学科の課程（以下「指定課程」という。）を修めて卒業した者で、土地改良事業に係る業務の経験期間（以下「指定期間」という。）が15年以上の者又は土地改良事業に係る業務のうち調査若しくは計画実務に携わった期間（以下「実務期間」という。）が3年以上の者

イ 学校教育法による短期大学において指定課程を修めて卒業した者で、指定期間が17年以上又は実務期間が5年以上の者

ウ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、指定期間が20年以上の者又は実務期間が7年以上の者

エ その他ア、イ、ウに掲げる者と同等以上の者として農村振興局長が認めた者

3 試験の区分

試験は次の区分により行う。

ア 農業土木部門

かんがい排水施設、農地、農道、農地保全・防災施設、農村環境施設に関する調査、計画、設計、施工、管理、農業農村整備に係る水利用に関する調査、計画、設計、実施その他の農業土木に関する事項

イ 地域農業開発計画部門

農村における土地利用計画、営農計画、経済評価、地域活性化計画その他の土地改良事業に係る地域農業開発計画に関する事項

ウ 農村環境部門

農村における自然環境、農業生産環境、生活環境及び景観の保全及び創出、地域資源の多面的利用、廃棄物の再生利用、環境予測評価その他の農村環境に関する事項

4 受験の申込み

試験を受けようとする者は、土地改良専門技術者試験及び講習申込書（別記様式1号）を、農村振興局長に提出する。

なお、受験申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。

- 5 合格通知
農村振興局長は、試験に合格した者に対し、土地改良専門技術者試験合格証書（以下、「合格証書」という。）（別記様式 2 号）を交付する。
- 6 合格証書の再交付
合格証書を滅失し、又はき損した者は、土地改良専門技術者合格証書再交付申請書（別記様式 2－2 号）を農村振興局長に提出して、その再交付を申請することができる。土地改良専門技術者合格証書再交付申請書の提出を受けた農村振興局長は、その内容を確認の上、申請者に対し、合格証書（別記様式 2－3 号）を交付する。

第 2 土地改良専門技術者の登録

- 1 登録の実施
農村振興局長は、土地改良専門技術者登録名簿（以下「登録名簿」という。）を備え、土地改良専門技術者の登録を実施する。
- 2 登録の要件
1 の登録を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
ア 第 1 の試験に合格した者
イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の技術士試験第 2 次試験の農業部門に合格した者のうち、農業農村工学、農業土木、農村地域・資源計画、農村地域計画、地域農業開発計画又は農村環境を選択科目として合格した者
ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の技術水準にある者として農村振興局長が認めた者
- 3 登録の申込み
2 のイ及びウの者で土地改良専門技術者の登録を受けようとする者は、土地改良専門技術者登録申込書（以下、「登録申込書」という。）（別記様式 3 号）を農村振興局長に提出する。
なお、登録申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。
- 4 登録証書の交付
(1) 農村振興局長は、3 の登録の申込みに係る者が 2 の登録の要件に該当すると認めるときは、登録名簿に登録するとともに、登録を行ったことを証する土地改良専門技術者登録証書（以下、「登録証書」という。）（別記様式 4 号）を交付する。
(2) 2 のアに該当する者には、第 1 の 5 の合格証書とともに登録証書を送付する。
(3) 2 のイに該当する者を登録する場合は、登録部門を以下のとおりとする。
ア 農業農村工学又は農業土木を選択科目として合格した者は、農業土木部門に登録する。
イ 農村地域・資源計画、農村地域計画又は地域農業開発計画を選択科目として合格した者は、地域農業開発計画部門に登録する。
ウ 農村環境を選択科目として合格した者は、農村環境部門に登録する。
(4) 登録証書を滅失し、又はき損した者は、土地改良専門技術者登録証書再交付申請書（別記様式 4－2 号）を農村振興局長に提出して、その再交付を申請することができる。土地改良専門技術者登録証書再交付申請書の提出を受けた農村振興局長は、その内容を確認の上、申請者に対し、登録証書（別記様式 4－3 号）を交付する。
- 5 登録事項の変更
登録名簿の事項に変更が生じた場合は、登録申込書を農村振興局長に提出する。
なお、登録申込書は電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。
- 6 登録の取消し
農村振興局長は、土地改良専門技術者が次のいずれかに該当すると認める場合は、登録を取り消すものとする。
ア 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
イ 第 4 の研修を正当な理由なく 2 年続けて受けなかった場合
ウ 土地改良法第 8 条第 2 項及び土地改良施行規則第 15 条に定める調査・報告を行うに際して、重大な過失又は義務違反があった場合
エ 登録の取消しを希望する場合

7 登録名簿の作成及び送付

- (1) 農村振興局長は、毎年度3月末日までに登録名簿を作成し、その写しを都道府県（以下「県等」という。）及び都道府県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に送付する。
- (2) 農村振興局長は、登録名簿の作成に当たり、土地改良専門技術者の登録を受ける者に対して、土地改良専門技術者の委嘱等の目的以外に登録名簿を利用しないことを示した上で、登録名簿に記載する事項について承諾を得る。
- (3) 農村振興局長は、登録名簿の写しを県等及び連合会に送付する際、県等及び連合会に対して、土地改良専門技術者の委嘱等の目的以外に登録名簿を利用しないこと、登録名簿を外部に持ち出さないこと等情報管理を徹底するよう要請する。併せて、都道府県知事に対して、市町村長が土地改良専門技術者の委嘱を行う場合には、県等が市町村に対して登録名簿に関する情報提供を行うよう要請する。

第3 土地改良専門技術者の育成講習

1 育成講習の実施

農村振興局長は、毎年度1回土地改良専門技術者の育成のための講習（以下「育成講習」という。）を実施する。

なお、育成講習の実施に当たっては、非対面方式で実施することも可能とする。

2 育成講習の内容

土地改良事業の調査、計画に関する事項について延べ24時間以上の講習を行い、育成講習を受講した者に対して、修了証書を交付する。

なお、修了証書は電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により交付することとする。

3 受講資格

1の育成講習を受講できる者は、第1の2の資格を有する者とする。

4 受講の申込み

育成講習を受講しようとする者は、農村振興局長が別に定める期日までに土地改良専門技術者試験及び講習申込書（別記様式1号）を農村振興局長に提出する。

なお、受講申込みは電子メールその他の農村振興局長が別に定める方法により行う。

5 受講申込みの受理通知

農村振興局長は、受講を認めたときは、その旨受講申込者に通知する。

第4 土地改良専門技術者研修

1 土地改良専門技術者研修の実施

農村振興局長は、土地改良専門技術者の資質の向上を図るため、毎年度1回土地改良専門技術者研修（以下「研修」という。）を行う。

なお、研修の実施に当たっては、非対面方式で実施することも可能とする。

2 研修の内容

研修の内容は、主として土地改良事業の調査、計画に関する事項及び計画審査に関する事項とする。

第5 委 託

農村振興局長は、第1から第4の業務の一部を委託することができる。

(別記様式 1 号)

土地改良専門技術者試験及び講習申込書			
試験受験 ☐			
講習受講 ☐ 注 1			
(ふりがな)		男 ☐ 女 ☐	生年月日
氏 名			年 月 日 (歳)
自宅	現住所 〒		
	(電話番号)		
勤務先	勤務先名		
	所在地 〒		
	(電話番号)		
電子メールアドレス 注 2		@	
注 4 写 真 申込前 6 ヶ月以内に半身脱帽で撮った縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルの写真で本人と確認できるものを貼ること。		受 験 番 号	注 3
		試 験 区 分	
		受 験 地	
		撮 影 日	年 月 日

注 1. 試験受験及び講習受講について、それぞれの希望する申込みに「レ」を記入すること。

注 2. 電子メールアドレスは、自宅（個人）若しくは勤務先のいずれかを記入すること。

注 3. 受験番号は記入しないこと。

注 4. 写真は電子ファイルの添付を可とする。

職歴及び最終学歴証明書 注 5					
土地改良事業に係る実務経験 注 6	勤務先		業務内容		年月数
					年 月
					年 月
	最終職歴証明	証明者氏名		合計年数	年
最終学歴 注 7	学校名・学部名・学科名等				
	在学期間		年 月～ 年 月		

注 5. この職歴及び最終学歴証明書以外に、内容を満たす既存資料があれば、これに代えて添付すること。

注 6. 勤務先・業務内容・年月数を記入する欄は必要に応じて追加すること。

注 7. 最終学歴を証する資料は電子ファイルの添付を可とする。

(別記様式 2 号)

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長	年 月 日	証 し ま す 。	部 門 に 合 格 し た こ と を	土 地 改 良 専 門 技 術 者 試 験	あ な た は 、 年 度 第 回	殿	合 格 証 書	第 号
---	-------------	-----------------------	--	---	---	---	------------------	--------

(別記様式 2－2 号)

土 地 改 良 専 門 技 術 者 合 格 証 書 再 交 付 申 請 書	
申 請 年 月 日	
申 請 者 氏 名	
現 住 所	
年度に交付された土地改良専門技術者合格証書を滅失(き損)しましたので、再交付されたく申請します。	
【滅失(き損)事由】	

- 注 1． 住所変更、改姓及び改名の事実があれば、それを証明するものを添付すること。
- 注 2． 滅失又はき損の事由等につき、参考となる資料があれば併せて添付すること。
- 注 3． き損による再交付の申請の場合は、き損した合格証書を添付すること。

(別記様式 2－3 号)

(表面)

様式 2 に準ずる。

なお、氏名及び交付年月日については再交付時のものを記載し、その他の記述については当初交付時のものを記載する。

(裏面)

再 交 付 事 由	当 初 交 付 年 月 日	再 交 付
滅 失 (き 損)	年 月 日	

(別記様式 3 号)

土地改良専門技術者登録申込書（新規・変更）	
申込年月日	
申込者氏名	
住	所
土地改良専門技術者登録名簿に登録されたく申し込みます。	

(別記様式 4 号)

土地改良専門技術者登録証書	
土地改良専門技術者登録名簿に登録したことを証する。	
登録部門	
登録番号	
登録年月日	
氏	名
年 月 日	
農林水産省農村振興局長	

(別記様式 4－2 号)

土地改良専門技術者登録証書再交付申請書

申 請 年 月 日

申 請 者 氏 名

現 住 所

年度に交付された土地改良専門技術者登録証書を滅失(き損)しましたので、再交付されたく申請します。

【滅失(き損)事由】

注 1. 住所変更、改姓及び改名の事実があれば、それを証明するものを添付すること。

注 2. 滅失又はき損の事由等につき、参考となる資料があれば併せて添付すること。

注 3. き損による再交付の申請の場合は、き損した登録証書を添付すること。

(別記様式 4－3 号)

(表面)

様式 4 に準ずる。

なお、氏名及び交付年月日については再交付時のものを記載し、その他の記述については当初交付時のものを記載する。

(裏面)

再 交 付 事 由	当 初 交 付 年 月 日	再 交 付
滅 失 （ き 損 ）	年 月 日	

専門技術者委嘱の要領について

昭和40年12月25日40農地B第4184号
改正一昭和48年12月19日48構改B第2994号
昭和53年5月29日53構改B第745号
昭和55年7月14日55構改B第1024号
昭和60年3月28日60構改B第178号
平成14年3月25日13農振第3291号
平成29年9月25日29農振第1301号
平成31年3月29日30農振第3997号

農地局長から 地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 } あて
都道府県知事

土地改良事業の適正な実施のため、専門技術者の委嘱について法令に定めるもののほか下記によることとしたので、土地改良事業計画等について、それぞれ関係部門の専門的知識を有する技術者に調査を委嘱する場合には、下記により実施し、調査の適正を期せられたい。

なお、昭和33年9月3日付け33地局第4839号による通達は廃止する。

記

第1 専門的知識を有する技術者の資格

国家公務員、地方公務員及び学校の職員はもちろん一般民間人でも差し支えないが、一般的にみて専門的知識を有する技術者と認められる者でなければならない。

ただし、専門技術者が土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第5項の規定又は規定の準用により、その土地改良事業を行う事業主体の援助請求により土地改良事業計画又は定款を定めることに関し、援助を与えた都道府県の職員、国営又は都道府県営の土地改良事業計画の樹立にたずさわった者又は一般民間人で現にその土地改良事業に関係し若しくは近く関係すると予想される者(営利法人の役職員を含む。)と相兼ねることについては、専門技術者の委嘱の趣旨からしてさけることとする。

第2 専門的知識を有する技術者委嘱の範囲

土地改良事業計画については、土地改良事業の必要性、技術的可能性、経済性、負担能力、環境との調和への配慮及び総合性等を、土地改良事業を廃止しようとする場合における廃止しようとする事業の処理に関する事項等(以下「廃止処理計画」という。)については、その妥当性等を調査するため、下記に掲げる専門家に対し、専門とする分野に応じ委嘱する必要がある。

また、換地計画を定めるものにあつては、換地計画の基本的構想の妥当性等を調査するため、当該調査に必要な知識を有する専門家に委嘱する必要がある。

なお、土地改良事業の種類、規模等その内容如何によっては、前記の専門家のほか、農学、畜産、園芸、養蚕、林学、水産、地質、土壤肥料、土木、気象、法律、経済等の専門家による調査も必要な場合もあるから、適宜これらの専門家に、委嘱することができることとする。

記

- 1 農業土木、農業経済及び農村環境の各分野に関する専門家(技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験の技術部門中農業部門に合格した者のうち、農業農村工学、農村地域・資源計画、農業土木(平成30年度以前に合格した者に限る。)、農村地域計画(平成30年度以前に合格した者に限る。)、農村環境(平成30年度以前に合格した者に限る。))又は地域農業開発計画(平成15年度以前に合格した者に限る。))を選択科目として合格した者及び土地改良専門技術者(土地改良専門技術者育成対策実施要領(昭和59年11月1日付け59構改C第689号構造改善局長)第3の2により登録された者をいう。)を含む。)

- 2 土地改良換地士(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第48条の4の規定による試験に合格した者をいう。)

第3 調査及び報告

委嘱を受けた専門技術者は調査に当たっての分担事項、調査方法及び調査の結果の取りまとめの要領等につき互いに協議の上、それぞれ専門的見地から書類調査及び現地共同調査を行った後、土地改良事業計画については別紙1、廃止処理計画については別紙2の調査報告書の様式に従って共同した報告書を提出するものとする。

この場合必ずしも調査委員会の様な制度を設ける必要はない。

第4 経過措置

本文及び別紙2については、土地改良法の一部を改正する法律(平成13年法律第82号)による改正後の土地改良法(以下「新法」という。)の施行後に、

- ・新法第87条第1項、第87条の2第1項、第87条の3第1項、第87条の3第7項及び第87条の3第15項の規定に基づく事業計画の決定又は事業の廃止
- ・新法第8条第1項、第48条第9項、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条の2第5項及び第96条の3第5項の規定に基づく適否の決定

を行う地区から適用するものとし、施行以前に、

- ・改正前の土地改良法(以下「旧法」という。)第87条第1項、第87条の2第1項、第87条の3第1項、第87条の3第7項及び第87条の3第15項の規定に基づく事業計画の決定
- ・旧法第8条第1項、第48条第9項、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条の2第5項及び第96条の3第5項の規定に基づく適否の決定

を行っている場合は、従前の通知の本文によることができるものとする。

別紙1については、新法の施行後に

- ・新法第85条第6項、第85条の2第5項、第85条の2第9項、第85条の3第4項、第87条の2第8項、第87条の3第6項、第87条の3第10項、第87条の3第15項、第5条第2項、第48条第3項、第95条第2項及び第95条の2第2項の規定による計画の概要の公告
- ・新法第96条の2第2項及び第96条の3第1項の規定による議会の議決

を行う地区から適用するものとし、施行前に

- ・旧法第85条第2項、第85条の2第2項、第85条の3第2項、第87条の2第3項、第5条第2項、第48条第3項、第95条第2項及び第95条の2第2項の規定による計画の概要の公告
- ・旧法第87条の2第4項、第87条の3第4項及び第87条の3第15項の規定による関係都道府県知事又は関係市町村長との協議
- ・旧法第85条の2第6項、第87条の3第8項、第96条の2第2項及び第96条の3第1項の規定による議会の議決

を行っている場合は、従前の通知の別紙によることができるものとする。

別紙 1

土地改良事業計画に対する専門技術者の調査報告書

- 1 この事業施行の必要性
 - (1) 必要な理由及びその程度
 - (2) 不必要な理由
- 2 この事業施行の技術的可能性
 - (1) 可能なる理由
 - (2) 不可能なる理由
 - (3) 更に適切であり、又は可能な方法があればその方法
- 3 事業主体がこの事業を行うことに対する技術的意見
- 4 この事業によって生ずる経済効果
 - (1) 効用及びその算出基礎
 - (2) 費用及びその算出基礎
 - (3) 効用と費用との比較及びその算出基礎
- 5 この事業の費用の地元負担者について、その能力
- 6 この事業による非農用地区域が設定される場合その位置及び規模についての意見
 - (1) 特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれる土地に代わるべき土地の区域として非農用地区域が設定される場合
 - (2) 共同利用施設用地又は公用若しくは公共の用に供する施設の用地の区域として非農用地区域が設定される場合
 - (3) (1)及び(2)のほか自然的・経済的・社会的諸条件に照らし事業施行後農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として非農用地区域が定められている場合
- 7 この事業の環境との調和への配慮に対する意見
- 8 この事業施行によって影響する他の事業についての処理対策
 - (1) 他の土地改良事業がある場合
 - (2) 土地改良事業以外の事業がある場合
- 9 換地計画樹立の基本構想及びその実施方法に対する意見
 - (1) 換地計画樹立の基本的事項についての技術的妥当性
 - (2) 換地計画樹立の基本的事項が農用地の集団化に資するよう配慮すること
 - (3) 換地業務処理の技術的可能性
- 10 この事業施行によって生ずる施設がある場合、その管理方法に対する技術的意見
- 11 その他土地改良事業計画書に記載された事項についての技術的意見
- 12 結論及び勧告

別紙 2

土地改良事業廃止処理計画に対する専門技術者の調査報告書

- 1 事業を廃止することの妥当性
- 2 事業の処理に関する事項の妥当性
- 3 結論及び勧告